平成２１年（フ）第４５３号
兵庫県姫路市白浜町寺家１丁目60番地２
ヴィヴィール白浜106号室、従前の住所富山県高岡市戸出西部金屋565番地138
債務者　山崎　有高
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４５８号
兵庫県姫路市飾磨区西浜町２丁目57番地　池田荘８号
債務者　村井　征男
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４５９号
兵庫県神崎郡福崎町南田原1161番地６
債務者　赤松　　薫
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４９６号
兵庫県加古川市野口町野口166番地の１野口マンション１―406号
債務者　上田　知治
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５０３号
兵庫県神崎郡市川町坂戸２番地の１
債務者　嶋田　雄祐
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５２１号
兵庫県加古郡稲美町中村1830番地の50
債務者　西田　信雄
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５２９号
兵庫県姫路市町田147番地13
債務者　甲斐　雅樹
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５３３号
兵庫県高砂市北浜町北脇29番地の11
債務者　片山　良平
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５４１号
兵庫県姫路市御国野町国分寺636番地　西尾ハイツⅠ202号
債務者　東山　愛子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５４３号
兵庫県姫路市玉手１丁目233番地　メイプルコート玉手301号室
債務者　山本　康子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５５８号
兵庫県姫路市八代本町１丁目５番７号
債務者　本荘恵美子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１０８４号
広島市佐伯区観音台４丁目26番10号
債務者　今村　光子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５０号
福岡県八女市吉田1306番地１
債務者　福田　重行
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第５３号
福岡県筑後市大字蔵数527番地４　サンハイツ赤坂202号
債務者　横山　　彰
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第５８号
福岡県八女市本町344番地４
債務者　長坂　京子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第３４５号
大分県由布市挾間町北方691番地
債務者　三ヶ尻徳子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第７６１号
宮崎市城ケ崎２丁目１番地９　大淀ハイツ303号、申立時の住所宮崎市大坪東２丁目12番11号
債務者　戸島　順子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４５３号
鹿児島県鹿児島市城山１丁目30番１号
債務者　渡利　涼子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係